

募集要項

1 目的

県では、地球温暖化の防止や循環型社会の構築に向け、一人ひとりのライフスタイル転換のきっかけとするため、事業者、消費者、行政が連携協力を進め、平成21年6月からレジ袋の無料配布中止の取組を開始し、令和2年7月には全国的にレジ袋の有料化が義務付けられました。

この取組により生じた収益金は、事業者が自社で行う環境保全活動への活用や、地域の環境関連団体・県・市町村への寄附など、環境保全活動等に活用することとされております。

このうち県に寄附された収益金を活用し、幼児が楽しみながら環境への取組に関心を持つきっかけをつくり、環境問題への理解を深めていくことを目的として、就学前幼児を対象にした環境に関する演劇又は人形劇の公演を実施します。

2 契約に付する事項

(1) 業務名

令和8年度幼児向け環境劇巡回公演事業委託業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年1月31日まで

※12月開催予定の環境イベントでの公演を依頼する場合があります。

(3) 履行場所

大分県内等

(4) 業務内容

別添「令和8年度幼児向け環境劇巡回公演事業委託業務仕様書」のとおり

(5) 限度額

5,394,400円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(6) 委託予定団体数

1団体

(7) 留意事項

本業務委託は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項（賃金スライド条項）を適用する契約である。

3 応募資格

原則として、次の基準を満たす者とします。

- (1) 常時連絡が取れるなど、事業実施に十分な事務局の体制が整っていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 当該事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (4) 当該事業と関連する事業を行った経験があること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (6) 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者ではないこと。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

4 参加申込

(1) 参加申込方法

企画提案競技への参加を希望する方は「企画提案競技申込書」（様式1）を下記申込先に、令和8年4月15日（水）17時00分までに郵送、持参又はメールで提出してください。なお、提出後に参加を辞退する場合は「辞退届」（様式2）を提出してください。

(2) 申込先

「12 問合せ先」のとおり

5 質問の受付及び回答

(1) 質問受付方法

質問がある場合は「質問書」（様式3）を下記提出先に、令和8年4月15日（水）17時00分までに郵送、持参又はメールで提出してください。メールの場合は、件名を「（質問）幼児向け環境劇」としてください。

(2) 提出先

「12 問合せ先」のとおり

(3) 回答

質問があった場合は、令和8年4月20日（月）までに企画提案競技申込書の提出者全員に原則メールで回答します。なお、回答内容は、募集要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなします。

6 応募期限及び方法

(1) 応募期限

令和8年4月22日（水）17時00分（必着）

(2) 提出書類

- ア 幼児向け環境劇巡回公演事業応募書（様式4）
- イ 団体調書（様式5）
- ウ 定款又はこれに代わるものの写し
- エ 前年度の事業報告書
- オ 前年度の収支計算書及び貸借対照表又は財産目録
- カ 役員名簿（様式6） ※法人以外の団体の場合は構成員の名簿
- キ 団体目的等についての確認書（様式7） ※法人以外の団体のみ提出
- ク 誓約書（様式8）

(3) 応募方法等

下記応募先に、郵送、持参又はメールで応募してください。

応募者につき提案は1件に限り、複数の提案は認めません。

応募に係る経費は全て応募者の負担とします。

提出後の応募書類の追加、修正は認めません。また、提出された書類は返却しません。

提出された応募書（個人情報を含む）は、選定業務にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。

選定された応募書の著作権は県に帰属するものとします。

応募書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた損害の責は、全て応募者が負うものとします。

(4) 応募先

「12 問合せ先」のとおり

7 審査及び委託先の決定

(1) 審査の方法について

第1次審査は、書類審査で行います。

第2次審査は、有識者等で構成する選考委員会が企画提案書及び第1次審査を通過した団体等によるプレゼンテーションにより行います。会場は大分県庁舎を予定しておりますが、やむを得ない事情によりプレゼンテーションに出席できない場合は、プレゼンテーション用DVD等（15分以内に編集）の提出をもって代えることができます。

プレゼンテーションのための着替え等は認めません。

(2) 審査基準等

審査基準等は以下のとおりです。

① 第1次審査（書類審査）

審査項目	審査基準（着眼点）	配点
1 応募資格	・応募資格を満たしているか	2
2 企画趣旨	・公募の趣旨に合致した提案か	4
3 事業効果	・事業実施による効果が期待できるか（（過去の本事業を受託した団体の場合）改良点や新規性はあるか）	10
4 実現可能性	・類似する公演を実施した経験はあるか ・巡回するのに十分な公演可能日を確保しているか	10
5 予算	・予算は概ね妥当か、予算の範囲内か	4

② 第2次審査（プレゼンテーション）

審査項目	審査基準（着眼点）	配点
1 内容	・委託事業の内容に合ったものか ・幼児の環境保全意識醸成の効果が期待できるか	10
2 実現性	・事業計画が具体的で実現可能か（公演可能日が35日を超えている場合加点） ・業務の遂行に必要な組織、人員を有しているか ・過去に類似の事業を実施したことがあるか	10
3 妥当性	・計上された経費は妥当か	5
4 熱意・説明力	・応募者に提案事業に対する熱意があるか ・ポイントを的確に伝えているか	5

※審査の際、価格転嫁の円滑化等を後押しするため、「パートナーシップ構築宣言」を行っている企業には加点を行います。

(3) 審査結果について

ア 第1次審査、第2次審査ともにメールで審査結果を通知します。

イ 審査の内容等に関する問い合わせには応じません。

(4) 決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消すことがあります。

- ア 提出された書類に虚偽の記載がある場合
- イ 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ウ その他、募集要項に違反した場合

8 スケジュール

(1) 参加申込期限	4月15日(水) 17時00分(必着)
(2) 質問受付期限	4月15日(水) 17時00分(必着)
(3) 応募期限	4月22日(水) 17時00分(必着)
(4) 第1次審査結果通知	4月27日(月) 予定
(5) 第2次審査	5月18日(月) 予定
(6) 委託先候補決定通知	5月下旬

9 委託契約の締結

委託先候補となった団体(以下「委託先候補」とします。)と県との間で委託契約を締結します。

- (1) 委託契約締結の前に、委託先候補の提案をもとに、当課と打ち合わせを行います。その際、協議のうえで提案内容の一部変更をお願いする場合があります。
- (2) 契約の手続きは、大分県契約事務規則の規定に基づいて行います。
- (3) 委託料は、原則として事業完了後の精算払としますが、事業の進捗状況に応じて契約金額の1/2を限度に前金払をすることが可能ですので、担当者にお問い合わせください。
- (4) 委託契約締結により委託先となった団体(以下「委託先」とします。)は、県の承認を得ずにその業務を一括して他者に再委託することはできません。

10 事業実績報告

委託先は、事業実施後、速やかに事業実績報告書を県に提出していただきます。また、事業実績報告書提出時には、実施状況の分かる写真を添付していただきます。

なお、事業実施経費について収入及び支出を記載した帳簿を備えて経理状況を明確にし、関係書類を5年間保存する必要があります。

11 事業実施状況の公表

本事業の実施状況や成果を県のホームページ等で公開します。

12 問合せ先

大分県 生活環境部 環境政策課 企画・環境政策班

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

電話 097-506-3123 (直通)

FAX 097-506-1749

e-mail a13090@pref.oita.lg.jp

令和8年度幼児向け環境劇巡回公演事業委託業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度幼児向け環境劇巡回公演事業委託業務

2 目的

環境に関する演劇や人形劇の公演を通じて、幼児が楽しみながら環境の取組に関心を持ち、環境保全活動への理解を深めるきっかけとするとともに、収益金の活用をPRすることでマイバッグ持参のさらなる推進を図る。

3 事業実施期間

契約締結日から令和9年1月31日まで

※12月開催予定の環境イベントでの公演を依頼する場合があります。

4 事業内容

幼稚園・保育所等を巡回し、環境問題を題材にした演劇又は人形劇を上演する。

地域の歴史・文化等にも触れながら、地球や地域の環境問題について知り、今後の生活の中で環境保全のためにどのような取組をすれば良いか、自分たちにどのようなことができるのかを考え、行動するきっかけとなる内容とする。

(1) 公演会場

大分県内の幼稚園・保育所・幼児の子育て拠点、児童館、認定こども園等

※公演会場は県が別途選定

(2) 対象

3歳～6歳程度の就学前幼児（50名～200名程度）

(3) 上演時間

1公演につき1時間程度

(4) 公演回数

35回以上

(5) 環境に関する県民運動「グリーンアップおおいた」等の周知

公演内容に環境に関する県民運動「グリーンアップおおいた」及び九州エコファミリー応援アプリ「エコふぁみ」の周知に関する内容を盛り込むこととし、初回の公演実施までの間に県の承認を得ること。

幼稚園・保育所・幼児の子育て拠点、児童館、認定こども園等に公演を告知するためのチラシ等を作成することとし、初回の公演実施までの間に県の承認を得ること。

(6) その他

社会情勢の変化（新型コロナウイルス感染症等）により、公演を中止とすることがある。その際、契約内容の変更が必要となった場合は、委託者と協議を行うものとする。

※その他具体的な対策については、公演先の幼稚園等と協議すること。

5 対象経費

以下の経費を事業対象経費として計上するものとする。

(1) 事業対象経費のうち、当日の事業実施に必要な経費（直接経費）

謝金（公演料）

旅費交通費

印刷製本費（事後学習用資料）

通信運搬費（機材運搬費等）
使用料及び賃借料（車輛費）
賃金（資料作成事務）

（2）上記の経費以外で事業対象経費として計上する必要がある経費については、両者協議のうえ決定するものとする。

6 事業実績報告

事業実施後、速やかに実施状況の分かる写真を添付した事業実績報告書を提出すること。

7 その他

本仕様書に定めのない事項や社会情勢の変化により内容に変更が必要となった事項、委託業務の実施にあたって疑義が生じた事項は、必要に応じて県と受託者が協議して定めるものとする。